

村上市監査委員公表第1号

平成27年度 財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので同条第9項の規定により公表します。

平成28年2月12日

村上市監査委員

種 部 義 秋
佐 藤 重 陽

財政援助団体監査報告書

- 1 監査の期間 平成27年10月16日～平成27年11月18日
平成27年11月20日～平成28年 1月28日

2 監査実施団体及び期日

平成26年度に交付した補助金、交付金、負担金の被補助団体を対象とし、次の団体について監査を実施した。(法令によるものや、他の地方公共団体等を含めて構成している団体への負担金を除く。)

監査実施団体（補助金等の名称）	聴取実施期日
村上市あらかわ大祭実行委員会（村上市あらかわ大祭負担金）	11月18日
村上市観光協会（村上市観光協会誘客事業補助金）	
大町振興会（村上市商店街環境施設整備事業補助金）	
村上市身体障害者団体連合会（村上市身体障害者団体連合会補助金）	11月30日
村上市民生委員児童委員協議会連合会 （村上市民生委員児童委員協議会連合会補助金）	
村上市戦没者遺族会（村上市戦没者遺族会補助金）	

3 監査の場所

村上市役所 監査委員室

4 監査の方法

平成26年度に財政援助をした団体についての資料を所管課から提出させた。

提出資料件数は補助金、交付金で209件、負担金で34件であったが、この中から前出の補助金5件、負担金1件を抽出して監査を行った。

監査の内容は、市補助金等交付規則による交付申請及び事業実績報告等の事務処理が適正に行われ、かつ補助金等が交付目的に沿って適正に支出されているかなどについて、所管課職員の出席を求め業務内容等の説明を受けるとともに関係書類の点検を行った。

5 監査の結果

①共通事項

○補助金等の申請等について

各団体とも、補助金等の交付申請書及び事業実績報告書等の関係書類は、市補助金等交付規則に定められたとおり適正に事務処理が行われており概ね良好であった。

②個別事項

○村上市あらかわ大祭実行委員会

実行委員会の関係書類に負担金額の算定根拠等が明確に記載されていなかった。また前年度事業分が当年度会計に計上する会計処理が見受けられた。所管課においては適切な指導に努めていただきたい。

○村上市観光協会

補助金交付要綱に沿わない補助対象外経費が補助対象経費として計上されていた。補助金額の変更は生じなかったが、所管課においては、十分な審査を行い、適正な事務処理を行うよう努めていただきたい。

○村上市身体障害者団体連合会

補助金交付要綱に規定する補助金額より過大に交付されていたため、団体より返還されていた。所管課においては、補助金額確定の前に十分な審査を行い、適正な事務処理を行うよう努めていただきたい。

○村上市戦没者遺族会

交付申請書及び実績報告書に要綱で定められている補助金額算定基準となる戦没者柱数、会員数の記載がなかった。補助金額を決定するうえで根拠となる必要な数字であることから、所管課においては適切な指導に努めていただきたい。